

平成 30 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 6 月 15 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 6 月 15 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告

4. 審 査 事 項

付託案件

議案第 38 号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

事前質疑

1. 戦国山城ミュージアムの展示内容について
兼山以外の歴史資料の保存について
2. 医療費控除申告のための医療費通知の発行について

報告事項

1. 戦国山城ミュージアムのリニューアルオープンについて
2. 学校規模と区域外通学について
3. 学校事故の示談について（追加）

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (7名)

委 員 長	伊 藤 壽	副 委 員 長	田 原 理 香
委 員	亀 谷 光	委 員	富 田 牧 子
委 員	山 田 喜 弘	委 員	天 羽 良 明
委 員	出 口 忠 雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福 祉 部 長	吉 田 隆 司	教育委員会事務局長	村 瀬 雅 也
こども健康部長	井 上 さよ子	介護保険課長	東 城 信 吾
国保年金課長	三 好 誠 司	教育総務課長	細 野 雅 央
学校教育課長	三 品 芳 則	文化財課長	川 合 俊

郷土歴史館長 豊吉常晃

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田上元一	議会事務局 議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	服部賢介	議会事務局 書記	山口紀子

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

例年、6月の委員会冒頭に、委員と部課長の皆様より御挨拶をいただいておりますが、昨年度から各委員会の担当部課長の名簿をお配りすることに変更させていただいております。お手元に4月の人事異動後の各委員会の担当部課長の名簿をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

また、本日、委員会終了後、6月30日にリニューアルオープンとなります戦国山城ミュージアムの視察を行いますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第38号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（東城信吾君） それでは、私のほうからは、議案第38号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料につきましては、資料番号1、議案の85ページと資料番号4、提出議案説明書の4ページ並びに委員会資料のナンバー1になります。

初めに資料番号4、提出議案説明書の4ページをごらんください。

この条例の改正趣旨は、介護保険法及び本条例の基準となります指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などが改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものです。

内容を御説明いたします。

資料番号1、議案の85ページをごらんください。

第6条ですけれども、こちらは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス内容に関する規定になっております。その中で、改正前の第1号では、訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話と規定しており、その訪問介護員等につきましては、括弧書きで介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者としております。

ここで、委員会資料のナンバー1のほうをごらんください。

まず、このたびの改正で関係するサービスとしましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と指定夜間対応型訪問介護の2種類でございます。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と緊急時などの随時の対応で、介護と看

護を一体的に提供するものになります。また、指定夜間対応型訪問介護につきましては、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護でございます。

それで、これらのサービスにおける訪問介護員等は、先ほど申し上げましたとおり、介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者と規定しているわけですが、このたびの法令の改正でこの政令で定める者の範囲が拡大したため、条例の改正が必要となりました。

具体的には、介護保険法施行令第3条に政令で定める者についての規定があり、イトロとありますけれども、都道府県知事の行う介護員の養成研修、または都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が行う所定の研修の課程を修了し、証明書を交付された者とされており、さらに、介護保険法施行規則第22条の23のほうで、これらの研修は介護職員初任者研修課程とするというのが従前の規定の内容でしたが、このたび介護保険法施行規則も改正されまして、新たに生活援助従事者研修課程が創設されまして、研修の課程として追加になっております。

したがって、政令で定める者の範囲が、従前は介護職員初任者研修課程の修了者のみを指しておりましたが、生活援助従事者研修課程の修了者も含まれることとなったわけですが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問介護員等につきましては、従前どおり介護職員初任者研修課程の修了者のみとするように国の運営基準も改正されましたので、本市におきましても、議案の85ページ、改正後にありますように、括弧書きで介護職員初任者研修課程を修了した者に限るという文言を追加いたしております。

また、第8条において同じという部分につきましては、もう一つの指定夜間対応型訪問介護、こちらの訪問介護員等につきましても同じ要件が適用されるというようにしたものでございます。

続きまして、議案の86ページでございます。

第11条ですけれども、介護保険法の改正で認知症の定義を定めております第5条の2が、これまで1項立てでしたけれども、3項立てとなりまして、改正後も同条第1項に定義が定められましたので、引用条項を改正いたしております。

また、第17条につきましては、先ほどの第6条第1号のほうで介護保険法施行規則を読みかえていますので、文言を整理いたしました。

この条例の施行日は、公布の日からです。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第38号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 改正のところですけど、政令で定めるものの範囲が拡大されたという、その意味はどういう意味でしょうか。政令で定めるものの範囲をどうして拡大したのか、そこら辺の背景をお聞かせください。

○介護保険課長（東城信吾君） 先ほど申し上げたんですけれども、このたび政令の中で決めております研修ですけれども、説明資料のナンバー1のほうをごらんいただきたいんですけ

れども、介護職員初任者研修課程のほかに、新たに生活援助従事者研修課程が創設されたということで、こちらにつきましては、これは国の説明によるわけなんですけど、今、非常に介護人材不足ということが言われている中で、事業者の方がより裾野を広げて担い手を確保することができるようにということで、介護福祉士等につきましては、身体介護を中心に担っていただく。そして、生活援助に関しましては、今までの訪問介護員の研修で130時間以上の研修ということをおっしゃっていましたが、そこまでは求めなくて、もう少し時間数の短い簡易な研修ということを受けていただければ、この生活援助サービスに必要な知識に対応できるということで、人材不足の中で訪問介護でも身体介護と家事援助ということで、二段構えで研修をつくられたということでございます。

○委員（富田牧子君） 身体と家事援助に分けたというふうに言われるんですけども、家事援助を主にされるというふうなところでは、例えば認知症の方だとか、そういう方が対象になることは結構多いと思うんですけど、そうすると、ここの時間数を見ているとちょっと驚きなんですよ。例えば老化の理解とか認知症の理解は、前は6時間・6時間の12時間やるのを9時間でいいと、今度はなっているという、このこと自体が、別に私も課長に言っても答えが返るとは思いませんが、大変矛盾しているような気がするわけですよ。だから、人を集めたいからといって、安易な研修だけして、本来どうして人が集まらないかといえば、安いからですよ、介護の人が。本当にもっとそのお金のことを考えないと集まらないとまず思うんですけど、そういうことを抜きにこんな時間だけやって、手抜きというか、そういうことは免れないというふうに思うんですね。

それで、ここで従来どおりにすると書いてあるので、そこはいいというふうには思うんですけど、この条例の話は。ただ、国のほうが何でもかんでもこんなふうに手抜きのようなことばかりやって、これでいいと、保育もそうですけど、資格がなくてもやれますよというふうなことで人集めをするということは、本当に大きな問題だと思うんですけど、そこら辺については現場でやっている人としてはどう考えますかね。

○介護保険課長（東城信吾君） 今、富田委員の言われるとおりだと思います。

これは4月から法令改正でこういうことになってきて、先ほど認知症の方への介護等の話が出ましたけれども、やっぱりそういう方については、家事援助があっても、身体介護ができる方、専門的な知識のある方にやっていただくべきだと思いますので、そういうことで、今回の条例につきましても、24時間体制の巡回型の訪問介護だったり、夜間の訪問介護につきましては、やっぱり生活援助の研修を受けた方だけではとてもできないということですので、その趣旨で限定させていただいておりますので、そういうことでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） もう一度確認ですけど、結局、従前にするということは、法令で範囲は拡大されましたけど、全国一律でこういう条例になるんですかね。

○介護保険課長（東城信吾君） これは可児市独自ではなしに、一律でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、討論はこれで終了いたします。

これより議案第 38 号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 38 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 39 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（東城信吾君） 議案第 39 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料につきましては、資料番号 1、議案書の 87 ページと資料番号 4、提出議案説明書の 4 ページになります。

初めに、資料番号 4、提出議案説明書の 4 ページをごらんください。

この条例の改正趣旨は、介護保険法施行令の改正に伴い引用条項が変更となるため、改正するものでございます。

内容を御説明いたします。

資料番号 1、議案書の 87 ページをごらんください。

第 2 条でございます。保険料率に関する規定、こちらの第 6 号のアでございますが、改正部分は、合計所得金額につきまして、改正前の規定では令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額と規定しておりましたが、このたびの施行令の改正で特別控除額の規定が第 22 条の 2 第 2 項に変更となったため、引用条項を改正するものでございます。

この特別控除額といいますのは、土地等の譲渡所得に係る租税特別措置法の特別控除額を指しております。譲渡所得がある方につきましては、合計所得金額から特別控除額を控除した上で保険料段階を判定するというもので、昨年度から適用いたしております。

この条例の施行日は、平成 30 年 8 月 1 日でございます。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 39 号に対する質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 今の合計所得に関してはわかりましたので、この施行日を8月1日にした理由というのは何でしょうか。

○介護保険課長（東城信吾君） 済みません、ちょっと説明を漏らしましたがけれども、介護保険法施行令の改正の施行日が8月1日でございますので、条例もそれにあわせて施行したいというものでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第39号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時18分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事前質疑1. 戦国山城ミュージアムの展示内容について、兼山以外の歴史資料の保存についてを議題といたします。

質問者であります富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） まず1番のほうの戦国山城ミュージアムですけど、平成30年6月末

の開館ということで、きょう事前に見に行くわけですが、現在整備中のこの戦国山城ミュージアムですが、前身は兼山歴史民俗資料館ということだったんですけど、それとやっぱり異なった展示内容になるというふうに向こうでもお聞きしました。

それで1番ですけど、戦国山城ミュージアム関連の展示は残るけれど、その他これまで展示していた歴史民俗資料というのがお蔵入りをするような話を聞きました。ですから、これまで展示していた大変大事な歴史民俗資料はどうなるのか。この山城ミュージアムとはちょっと何か趣旨が違うということであれば、どこかほかのところで今までやっていた兼山の資料を展示するという、そういう計画はあるのかということをお聞きしたいです。

2番目として、今回のミュージアムで、国光の刀と言われている刀剣が今まで展示されていたんですけど、今度はこれが展示されないということで、大変現地の方が心配されておられまして、この刀剣はきちっとやっぱり展示をやっていかないと、さびが出て、結局のところ価値もなくなってしまうんじゃないかと、これのお蔵入りに対して大変心配をしておられますが、その点に関してどう考えているのかお聞きしたいと思います。

3番目、大幅な展示がえについては、これまで本当に兼山の方々がこの歴史民俗資料館を一生懸命力を尽くして守ってきて、人が来れば説明をしていただいて、大変私も昔に行ったときに丁寧に説明していただいたという、そういう思いは残っているんですけど、今度の大幅な展示がえについて、今まで一生懸命やってきた方々から、納得がいかないという、そういう御意見があるんですね。今度のこの山城ミュージアムにして、こういう内容にして、こういうふうな観点からやりますよということ、それでどうですかという、そういうその方々とのきちんとした話し合いはやっぱりあってしかるべきだったと思うんですけど、そこら辺についてどのようなこととお伺いいたします。

1番目は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関し、執行部の説明を求めます。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） おはようございます。

それでは、3点のまず1点目から順次御説明させていただきたいと思っております。

1点目のこれまでの展示していた歴史民俗資料はどうなるのか、どこかで展示する計画はあるのかについてお答えさせていただきます。

戦国山城ミュージアムの1階部分に地区内の社寺や昔の商業関係などの資料を展示し、城下である兼山地区の紹介をさせていただきます。常時展示できない資料につきましては、ミュージアム内の収蔵庫に保管してあるところがございますけれども、今後の企画展示などを通して展示していく機会はあると考えております。また、兼山の地区センター内で展示するかどうか、こういうことについても今後協議してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、2点目の伝国光の刀剣の展示についての御質問でございます。

今回の展示内容の変更につきましては、従来の建物の耐震補強工事に伴うものでございまして、従来の建物においては、多くのガラスケースの中で資料が展示されてまいりましたけ

れども、新たな施設では、壁や床の改修のため、以前より展示スペースが狭くなっておるところでございます。このため、資料の展示につきましても、全体の展示内容の中で判断してまいります。

金山城主であった森忠政公が貴船神社に奉納されたと伝わる刀剣の国光につきましても、同様の扱いとなりますので、企画展などの機会を利用しての展示を今後考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目でございますが、大幅な展示がえについて、きちんと話し合っただけで進めるべきではないかということの御質問についてお答えします。

これまで、兼山自治連合会での会合において、昨年の5月に山城拠点整備構想を説明し、また本年5月10日に今後の施設概要を説明してまいりました。また、平成29年度に2回開催しました可児郷土歴史館運営協議会におきまして、リニューアルオープンする施設の展示コンセプトの変更等を説明し、御意見をいただいております。

新たな施設につきましては、平成25年に美濃金山城が国史跡に指定されたことから、展示内容も、美濃金山城跡を中心とする可児市の山城をメインテーマに、城下に広がるまちの歴史や寺、川湊に関する資料をコンセプトにし、名称も可児市戦国山城ミュージアムに変更するものでございます。条例の改正において、設置の項目でございますけれども、観光の振興に寄与するためという目的が加えられたことから、市内の城跡をめぐるきっかけとなることを目指す施設といたします。

今後、隣接する観光交流館と連携しながら事業転換を図ってまいりますけれども、今後とも地域の皆さんの御意見も反映させながら運営してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑は。

○委員（富田牧子君） 今度のこの兼山の戦国山城ミュージアムにおいては、学芸員という方は何名ぐらい配置をされていて、どういうふうに仕事をされるのでしょうか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 組織としますと、教育委員会の中の戦国山城ミュージアムというところの機関ということになるわけですが、館長は、私、郷土歴史館長が兼務という形でございます。その上で、管理につきましては、委託先で、可児市の山城連絡協議会のほうに管理委託をするということでございますけれども、全体の運営につきましては、郷土歴史館の学芸員が兼務する形でそちらの任務にも携わってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員（富田牧子君） その兼務される学芸員の方は、こういうことが御専門でいらっしゃるということですか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） こういったこともございますし、また市の教育委員会の文化財課、こちらのほうにも学芸員はおりますものですから、そちらと連携し、また先ほどの観光の振興という面におきましては、隣の観光交流館、こちらの事業と連携した形で事業転

換を進めてまいりたいというふうな体制でございます。

○委員（富田牧子君） それで、隣の観光交流館ですが、女性が2名いましたけど、あの人たちはどのような資格で、何をする人なんでしょうか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） それにつきましては、市の観光交流課のほうの関係でございますけれども、観光協会の職員の方と観光交流課の市の職員が交代で勤務しておるというふうに承知しております。

○委員（富田牧子君） 私が行ったときは2人見えたので、女性2人という言い方をするんですけど、何か専門的な知識を持ってやっているとか、そういうことではなくて、観光協会、それから観光交流課の職員という、そういう方たちが観光交流館ではやってみえるということですか。

それで、あそこの中身についても、今はよろいが置いてありますけど、もっといろいろ企画を変えるとか、そういうのは郷土歴史館のほうで考えて、内容を伝えてやっていくということですかね。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 連携して携わってまいりたいと思いますし、また管理委託します可児市の山城連絡協議会の地域の皆様の御意見等も反映させながら、全体として、可児市の山城の紹介とか、そういう戦国の紹介とか、そういうことも含めて進めてまいりたいという体制でございます。

○委員（富田牧子君） 2番目のこの刀剣の話をお聞きしたいと思うんですけど、従来はガラスケースに入っていたと、今後はもし何か企画展でこの刀剣が展示できることがあったらやるという話だったんですけど、このガラスケースが大変お金が要るということで、これをつくってもらえないという話も聞いたんですけど、一方で、郷土歴史館のほうで、加藤孝造先生の作品を寄附していただくので、キリ箱で400万円つきましたよね、それをつくるということで。

そういうふうなお金があるんだったら、やっぱり戦国山城ミュージアムのこの刀剣、先ほども大変立派な刀剣だということが、それこそ戦国山城ミュージアムに関係ある刀剣だと思うんですけど、どうしてあのガラスケースをつくって常時展示するということにならないんでしょうか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） こちらにつきましては、現在のところは検討中といいますか、常時すぐに展示する体制になりませんが、今後、先ほどの企画展等で展示していくと。それは、兼山の地域の皆様の大変愛着がある貴船神社からの奉納されたものということの認識は持っておりますもんですから、そういった真剣でございますもんですから、安全面という面も十分考慮しながら、管理も含めて適切に対応してまいりたいというふうに、まずはお預かりしておるという状態でございます。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） 今、委員がおっしゃられた加藤孝造先生のものにつきましては、これは今回、可児市へ寄附をいただくという話の中で、その準備をさせていただいております。今回の刀剣につきましては、これは可児市に寄託という形で、寄附ではござ

いませんで、置いてくれないかということでお預かりするという、そういう立場でございます。若干その辺の違いもございますし、やはり物についても加藤さんのものということで、きちりしたいということで予算化させていただいたというところでございます。

先ほどのケースの件につきましても、今お話ししましたように、予算の中で考えてまいりますし、企画展なのか展示がえで行うのか、その辺もまた今内部で検討しています。

何分、その全体のスペースが若干狭まった関係もありまして、以前のようなボリュームでは難しいということもありますので、選択ということになってきますのでよろしくお願い致します。

○委員（富田牧子君） 私、向こうに行ってお話も聞いたんですね。だから、これ、本当にこの刀剣の話ですけど、これをお蔵入りさせてしまうと、さびが出てきて、本当に今までずっと危ないとはいえ飾ってあったわけですから、急にそんなお蔵入りというのはいかがかなというふうに私も聞いていて思いました。

先ほど何か自治連合会に2回説明して、それから可児郷土歴史館運営協議会も2回開催したとおっしゃったんだけど、この前、私たちが議会報告会で兼山に行ったときには、本当にこの話がすごく出て、今まで兼山歴史民俗資料館、それから兼山、何でしたっけ、あそこ、ちょっと忘れちゃったけど、全部可児市、可児市という名前になって、兼山という名前もなくなってしまった。それで、今まで展示していたのもちょっとお蔵入りをするという、本当にこれで、今まで一生懸命守ってきたのに、こんなことってなかなか納得できないというのが、そういう気持ちが向こうの方の私は心からの声だなというふうに思ったので、ここで説明をさせていただいているんです。

今まで本当に一生懸命兼山で、あの小さいところでずっとやってきた、この歴史資料を守ってきたというところをやっぱりもっともっと考えていただいて、皆さんの気持ちに添うように、いろんな企画があれば、違うところで展示するということは、それは私はいいいというふうに思うんですね。ただ、そこにあったこの刀剣だけは何としても飾ってほしいというふうな御意見がありましたので、ここで伝えさせていただきますけど、よくよく考えていただきたいなと思うんです。

今、どうしても観光に役立つか役立たんかとか、そんな観点からしか歴史の資料って言われていないですけど、そんなもんじゃないと思うんですね。長年かけてやっぱり地域の人が本当に守ってきた歴史の大事な資料ですので、できる限り、やっぱり今まで展示していたんだったら、今後もやっぱり展示をして、皆さんに見ていただいて、兼山の歴史を知っていただくということはすごく必要だと思いますので、今後やっていただけるかなあという期待で話は終わらせていただきます。

○委員（亀谷 光君） 館長、ありがとうございます。

2点だけよろしいですか。

まず先ほどの刀の件ですけど、大体私も帷子地域に長いこと住んでいて、神社が6つあるんですね。そこで出てきた刀というのは、地域を守る重要な守り神という発想の中で、必ず

こういったものは動かしてはならんとか、必ず見せつけると、これが一つの形かなと思うんですね。

貴船神社のこの剣は、これは重要な刀なんですけれども、これがお蔵入りされているということより、むしろあの場所を守るためのものだと、お守りみたいな形で考えを持っておられる方がありますし、私も中学校によく自転車で行ったときに中島先生からも聞きました。

そういった意味で、この刀がお蔵入りしているとかって、やっぱり必ず見せつけるという、見ることによってその体感をするというものが大事かなと思うんです。

それから2つ目は、あのすね当ては今はどういうふうな。すね当てがありますね、あれはどの位置に、どのようににされる予定ですかね。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） すね当てにつきましては、県の重要文化財に指定されておるものだというふうに認識しておりますけれども、2階といたしますか、玄関、後ほどまた視察いただきましたら、その中で見ていただけるような展示にさせていただきます。

○委員（亀谷 光君） そうですか。

したがって、蘭丸という、いわゆる森家というものの中に、やっぱりすね当てというのが長いこと皆さんに見てもらったものですが、刀も同じもので、必ずああいったものはどういったところでも、看板の展示物というのはどこのミュージアム、日本全国行ってもあるんですね。だから、そういうものはできるだけ見せる方向で、いろいろさっき加藤先生の作品はもらい物だから、預かり物だからという、こちらの事情があるかもしれんけれども、やっぱり住民というか市民としては、そういう感覚より、むしろいつもそういったものを見る、見せる誇りがあるという、そういうものが大事かなと思うんです。

文化財課長も見えますが、そのためにああいう文化財というものがやっぱりあるんだなど。先人がつくった重要なものを見せるのが、やっぱり役所のというか、仕事だと思うので、そういった意味で、きょう、私、あれからちょっと見ていないであれですけども、そんなことを思ったものですから、富田委員がおっしゃる意味はよくわかりますので、その辺、刀の件と、すね当ては後回し、刀の件も変えず、あれだけ重宝なものは必ず市民の目に触れさせる。お金がかかっても見せてもらうのが一番いいかと思うんですが、これは意見ですけども、よろしくお願いします。

○副委員長（田原理香君） 私も意見なんですけど、今、富田委員と亀谷委員の話を聞いていて、やっぱり感じたことは、どこのまちにもその町史のことをずうっと知っている人が必ずいるということ。そういった先ほどから今後の企画展示においては協議して、住民の方も一緒になってやっていくというお話でしたけれど、特にそういう昔でいう兼山町史のことをずうっと、あとこれまでのことを多分知っていて、語り継いでいくような方々も絶対いらっしゃると思うので、そういう方も巻き込んだ上での企画展示ということ。観光でもない、本当に昔でいう兼山町をずうっとずうっと引き継がせていくということが、ここのミュージアムの大事な大事な役目だろうと思いますので、その辺も考慮してお願いしたいなと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 何かありましたら、執行部のほう。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようでございますので、この件に関しては終了させていただきます。

それでは、2番目の項目についてよろしくお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 兼山以外の歴史資料の保存ということについて、お伺いしたいと思います。

平成 29 年に、これまで総合会館の中に保管されておりました、いろいろ可児市史を編さんするときに集めたものとかいろいろあるわけですけど、この歴史資料が広陵中の空き教室と春里の教員住宅に移設をされました。

それで、思うんですが、本当にちゃんと保管されているのか、そのことをまずお伺いしたいと思います。保管の状況はどうか。資料はどのような状態で保管されているのか、部屋の空調はちゃんとあるのか、管理者はいるのかということです。

それから2番目、平成 29 年度までは資料の薫蒸費が計上されておりましたけど、平成 30 年度はありませんでした。後世まで伝えるには適切な管理が欠かせないので、この薫蒸の費用がどうしてないのか、今後どうしていくのかということをお聞きしたいと思います。

3番目、今後の方向性について。今の空き教室、また空き教員住宅ですね、この教員住宅は、私は仮置き場というふうに思うわけです。今、置くところがないので、ここに置いていると思うわけですけど、こうした歴史資料を散逸・破損させないためにも、正式な文書庫とか、それから管理場所が必要だというふうに思うんですね。それについてはどう考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

この前も何か明智光秀の新しい資料が見つかったということで、やっぱり古い文書というのは本当になおざりにしてはいけないと思うんですね。どこにどんな価値があるかわからないし、今発見できなくても、後世で、ここにあった、例えば空き教室にあった文書とか教員住宅にあった文書をもう一遍見たら、こんな事実が突きとめることができたとか、そういうふうな価値のあるものだというふうに思うんですね。だから、これをきちっと集めたんですから、きちっと保存して、そして生かしていくということはどうしたらいいかということを実際に考えていただきたいと思います。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） それでは、2番目の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の総合会館内に保管されていた歴史資料についてでございます。

これにつきましてですが、移転しました資料につきましては、歴史的な文書関係であり、広陵中学校の空き教室3部屋に棚を設置して保管しているところでございます。春里の教職員住宅には、運んでおるところではございません。

広陵中学校の空調設備については、設置してございません。鍵の保管を含む施設の管理者

は学校でございまして、必要に応じて郷土歴史館の職員が訪問し、チェックして、施錠を開錠して、利活用を図っておるところでございます。

続きまして、2点目の薫蒸費の計上についてでございます。

文化財の殺虫や殺菌のための薫蒸処理につきましては、厳しい財政状況の中、平成30年度は予算化できなかったところでございます。今後はできる限り実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、正式な文書庫ないし管理場所がということでございますけれども、歴史資料を保存し、活用を図ることは、貴重な文化財を後世に伝えるためにも大変重要であることは認識しておるところでございますけれども、専用の文化財収蔵庫を新設ということについては、なかなか今後の課題というふうに考えております。

1つのところにまとめて全てを適正に管理するというのは、活用の面でも大切かと思えますけれども、分散し、保管し、管理しておるのが現状でございます。ただ、現状の保管状況につきましても、その環境につきましては移設前と大差はないというふうには思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、春里の教員住宅というのは、これは移していないということ、あそこには何も入れていないということですか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 総合会館からの市史編さん資料につきましては、春里の教職員住宅には入ってございません。

仮置きとしましてですけれども、先ほど話がありました兼山の歴史民俗資料館、こちらのほうの以前の建物の屋根裏にございました民俗資料やその他の資料等につきましては春里の教職員住宅に仮置きの運んでおるものはございますけれども、総合会館からは運んでございません。

○委員（富田牧子君） そうすると、その春里の教員住宅も、その兼山にあったやつを移してと使っているという、そういう意味ですか。ちょっと話がよくわからなかったもので、ごめんなさい。

○文化財課長（川合 俊君） 春里の教職員住宅につきましては、埋蔵文化財の土器とか陶器、それがメインの収蔵庫になっておりまして、今、館長が申しあげましたように、紙の資料につきましては、広陵中に持っていったということでございます。以上です。

○委員（富田牧子君） そうですね。春里の教員住宅は劣悪な環境だから、いや、ここに置くのかなと思って、私は本当に。いや、劣悪ですよ。建物は古いし、どうかなというふうに思ったんですけど。

先ほど、薫蒸、金がないということで、また金がないということが出てくるんですけど、その薫蒸は、今後は実施していきたいというふうなおっしゃられ方をしましたけど、本当はやっぱりどれぐらいの間隔でやっていくのが一番保護していくためにはよろしいんですか、こういうものは。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） どれぐらいの周期でというのは、一概には言えないようなことはございますけれども、なるべくカビとか防虫とかの件で1年に1度したほうがより適切というような資料もございますけれども、それ以外、もう少しスパンを置いて処理をするということで対応可能なものもあるように認識しております。

○委員（富田牧子君） 最後の文書庫というか、これって、私、多治見市へ行ったときに、多治見市は5階建ての大きな図書館があるんですけど、その一角に郷土資料室というところがあって、昔からの写真もあってあって、例えばNHKがこういう写真を出してほしいと言うと、ぱっと多治見市のそこから出てNHKでやるとか、だから本当にフィルムコミッションとかと言う前に、もっともったきちっと今ある資料を大切に保管して、それでまた今活用できるようにしていくということを考えることのほうが、よっぽど大事じゃないかなというふうに思うんです。

だから、多治見市ほどのものをつくれとは言いませんけど、やっぱり近い将来、きちっとこの歴史のいろんな資料や歴史遺産とかそういうものを集めて、適正に保管するところをやったりつくっていただきたいというふうに思うんですけれど、どうでしょうか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 先ほども申しましたが、大変後世に伝えるためにも、歴史資料というのは、本当に大切に保存していく必要性というのは認識しておるところでございます。1つのところで集中的に管理するほうが、より利活用がしやすいということも承知しておるところでございますけれども、当初に申し上げましたように、今後の課題として捉えさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

○委員（亀谷 光君） ありがとうございます。

ごめんなさい、事前の資料も出さずに質問してはいかんですけれども、観光交流課と郷土歴史館、そして文化財課というのは、一つの地域の観光資源の一番もとになる重要なプロジェクトだと私は日ごろ思っておるんです。

御存じかと思うんですけれども、ことしは、山城サミットが行われる場所は、島根県の安来節で有名な安来市というところなんですね。ここでことしは行われる。9月23日、24日とあるんです。

来年に我が市の予定をと聞いていますが、この辺のことも含めて、ことしのやる場所は月山富田城というんです。次回の開催地の市長が必ずそこに来て、来年ここでやりますよというPRをすることがあるんですが、この辺は館長は御存じですか。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、今の質疑に関連した質疑でお願いしたいんですが、とりあえずこれだけ答えていただいて。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） そのサミットにつきましては、ことし予定されていますので、今調整中でございます。

○委員（亀谷 光君） それで……。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、この質疑に関しての質問をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 1点、空調がないということは温度管理はしていないということではないのかというのと、管理者は学校と言うんですけど、学校の担当者というのとは誰かと決まっているんですか。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 先ほどの広陵中学校の資料を保管してある部屋というのは、空調設備がないという部屋になってございます。

それから、管理の関係で連絡をとり合っているのは教頭先生です。

○委員（山田喜弘君） 教頭先生のみですか、やりとりするのは。鍵の保管等を含めて、対応としては。

○文化財課長（川合 俊君） 基本的には教頭先生ですけれども、いらっしゃらない場合は教務主任の先生とかにお願いしていますけれども、基本的に、行く場合、前には学校に連絡をいたしましてから、確認をしてから行きますので、そういう状況になっております。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関してのほかの質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、事前質疑2. 医療費控除申告のための医療費通知の発行についてを議題といたします。

質問者であります山田喜弘委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） では、質問します。

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合の手続が簡略化されました。従前の医療費の領収書の提出または提示が不要となり、かわりに医療費の明細書の提出が必要となりました。それに必要な国保年金課で本年発行した医療費通知の実績及び現状の課題と今後の取り組みについて、説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三好誠司君） よろしく申し上げます。

それでは、実績につきましては、本年度、医療費控除に対応した医療費通知の発行実績は47件ございました。なお、ことしの確定申告に対応したものにつきましては、県下42市町村中30市町村が実施をしたところです。

続きまして、現状の課題につきましては、1点目につきましては、医療費控除に必要な1月から12月まで1年分の医療費を審査して発行システムに反映させるためには、最終月の12月から2カ月程度かかるため、発行につきましては2月中旬以降となります。そのため、確定申告受け付け前の還付申告には間に合わないということがございます。

2点目につきましては、福祉医療減額査定など、実際の負担額と医療費通知に記載された患者負担額と差がある場合につきましては、申告者自身が実際に負担した額に訂正する必要があります。また、医療機関名につきましては、県外医療機関にかかれた場合、何々県医療機関等と表記されるため、申告される方御自身で補記する必要があります。

今後の取り組みといたしましては、先ほどの課題の2点目の県外医療機関の表記につつま

しては、県内市町村と連携をしまして、この事業の共同処理を行っています岐阜県国民健康保険団体連合会において対応できるよう、今後も要望していきたいと考えております。以上です。

○委員（山田喜弘君） 還付申告には間に合わないということですが、確定申告の始まる前には間に合うということですか、まず1点は。

○国保年金課長（三好誠司君） ことしの実績でいきますと、2月15日から発行することが可能でしたので、本申告の初日には間に合ったという状況になります。

○委員（山田喜弘君） もう一点、それと、これは希望者に、欲しい方に渡すということでしょうか。自動発行しないということではなかったですか。

○国保年金課長（三好誠司君） こちらにつきましては、現状のところ、希望者のみの発行としております。申請をいただいて、約5分程度になりますが、窓口でお待ちいただいて、その場で発行をするということを考えております。

○委員（山田喜弘君） その窓口は、国保年金課、本庁へ来なければ無理だということでしたか。

○国保年金課長（三好誠司君） はい。こちらのシステム自体が、岐阜県の国民健康保険団体連合会と接続している機械のみで発行可能となりますので、本庁のみの発行対応という形になります。

○委員（山田喜弘君） 最後に、希望者ですが、そうすると来年度に向けて周知についてはどういうふうにご検討されているんですか、欲しい方は来てほしいという場合。

○国保年金課長（三好誠司君） 平成29年分の医療費通知に係るものにつきましては、時間がなかったということもあって、周知がなかなかできていなかったということ、ホームページで周知をさせていただいたということになっておりますが、次年度につきましては、いつから発行ということが非常にぎりぎりでないといけないということも出てくるかと思いますが、できる限り早目の広報等での周知を確定申告の周知とあわせて行っていきたいと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

この件に関してはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もありませんので、この件に関しましてはこれで終了といたします。

ここで、議事の都合によりまして暫時休憩といたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時58分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告事項1. 戦国山城ミュージアムのリニューアルオープンについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○郷土歴史館長（豊吉常晃君） 委員会資料の右肩ナンバー4の資料をごらんいただきたいと思います。戦国山城ミュージアムのリニューアルオープンについてという資料でございます。

1番のこれまでの経緯等でございますけれども、後ほど現地のほうに視察に行っていただけるということで、前段階の説明ということでございますけれども、概略を説明させていただきます。

①にございますけれども、平成27年度に実施しました耐震精密診断の結果、大規模な地震で倒壊する可能性が高いという診断が、数値が出されたということを受けまして、平成28年、おとしでございますけれども、5月16日から歴史民俗資料館を一時休館にして、今に至っておるところでございます。

それで、②でございますが、昨年度、耐震補強及び内外改修工事ということで工事を施行したところでございます。請負金額は7,100万円ほどでございます。木造地上2階建て等で、こちらにある形でございます。

その上で、③でございますが、昨年度の12月に設置及び管理に関する条例を改正し、名称を可児市戦国山城ミュージアムと変更したところでございます。本年6月30日、来週でございますけれども、リニューアルオープンするという予定にしておるところでございます。

2番の設置目的としますと、先ほども申し上げましたけれども、一般に公開して、教育、学術及び文化の向上、並びに観光の振興に寄与するというようなことをつけ加えたところでございます。

3番に施設概要を載せさせていただきます。所在地、開館時間、休館日、入館料等を上げさせていただきますので、こちらに記載したとおりでございます。なお、一番下でございます共通入館料といいますのは、可児郷土歴史館、また荒川豊蔵資料館を含めました3館ということで、そのうちの2館を御利用いただきましたら、それぞれが200円という入館料が300円という共通入館料を設定しておるところでございます。

4番の所管につきましては、教育委員会の組織ということで、戦国山城ミュージアムでございます。

5番の施設の管理委託ということで、可児市山城連絡協議会に委託して、常時1名以上の方が施設の管理をしていただけるということでございます。

6番の展示概要としまして、2階ということでございますが、道路から玄関に入ったところが2階になるわけでございますけれども、山城に特化した展示ということで、基本的にはパネルの展示を中心とした内容でございます。市内の城跡をめぐる動機づけにさせていただくというような内容でございます。

また、②でございますけれども、階段をおりていただきました1階につきましては、兼山の町並みを紹介するというようなことで、兼山のまちめぐりの動機づけになればというような目的でございます。

7番の、一番下、その他でございますけれども、戦国城跡めぐりの拠点として、隣接する観光交流館、また文化財課と連携して事業を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます、7月号の広報におきまして掲載し、今後のイベント等の紹介をさせていただくような計画を持っておるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑のある方はお願いいたします。

[挙手する者なし]

では、また本日、現地のほうを視察いたしますので、その折にでも質問していただければというふうに思います。

それでは、次に報告事項2. 学校規模と区域外通学についてを議題といたします。

この件については、前回の委員会で質問がありましたので、資料提出をしていただいております。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） 今、お話がありましたこの件につきましては、会期前の委員会におきまして、学校区に関して説明をさせていただきました。その後に御質問等をいただいておりますけれども、その場でちょっと資料の持ち合わせがなくて答えられなかった部分がございますので、その項目の2つについて、きょう資料をお出しして説明させていただきます。

○教育総務課長（細野雅央君） それでは私のほうから、前回、山田委員のほうから各学校における教室数等の質問がございましたので、資料ナンバー5、A4の横長になったものをきょう用意させていただきました。

前回の会議のときには、5月1日付の各学校の児童数、クラス数だけでしたけれども、それに加えて特別支援学級の人数とクラスであるとか児童数の合計、それから教室数の実態等をここにお示しをしております。

例えば今渡南小学校の例をとりますと、今、1年生から6年生までと特別支援学級の児童、それぞれ合計で547人、それぞれの1年から6年と特別支援学級のクラス数、全部で20クラスと。

それに対して、その下、教室数の普通と特別とありますが、この表の右下のほうにあります定義というか説明ですが、教室数の中の普通というものは、いわゆるクラスルームで使用する部屋でございます。実際、教育委員会のほうで施設台帳も持ち合わせておりますが、それとあわせまして、実際に各学校を踏査して、最大このぐらいの教室として使えるという数字を上げてございます。使用実態は、普通教室、特別支援教室、少人数教室等、ここに書いてあるとおりでございます。特別教室は、理科室、パソコン室等、ここに書いてある内容でございます。

今渡南小学校でいきますと、全部で現在20クラスありますが、教室数としては30室あるということで、まだ余裕はあるというようなふうにして、各学校を見ていただければよろし

いかと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○学校教育課長（三品芳則君） 続けてお願いいたします。

区域外通学について御説明させていただきます。

児童・生徒の就学区域の変更については、大きく2つございます。指定校変更と区域外就学です。

1つ目の指定校変更は、可児市に住民登録のある児童・生徒が、指定された中学校とは別の可児市立の小・中学校に就学することをいいます。2つ目の区域外就学は、可児市外に住民登録のある児童・生徒で、可児市立の小・中学校へ就学を希望する制度です。この区域外就学につきましては、可児市に住民登録のある児童・生徒で、可児市外の小・中学校へ就学を希望する場合もございます。

平成29年度につきましては、指定校変更を願い出て承認された者につきまして合計55件、区域外就学で、可児市外に在住の児童・生徒が可児市立の小・中学校へ就学変更された件数が37件、可児市内在住の児童・生徒で可児市外の小・中学校へ就学変更されたのが41件、区域外就学は合計78件となっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これらの件について、質疑のある方がございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましてはこれで終了といたします。

次に、事前にお知らせしました報告事項に追加いたしまして、学校事故の示談について、これを追加いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） それでは私のほうから、急遽でございますが、お願いいたします。

事の内容としましては、市内の小学校で起こった件が発端でございます。その際に、学校の学級遊びの中で、児童間でけんかがありまして、その1人の児童が前歯を4本垂脱臼するという事故がございました。

その後、関係者に抗議とか謝罪とか連絡、協議をしておったわけなんですけれども、その後、被害者が委任した弁護士から市の顧問弁護士のところに受任通知書ということで送付がありました。これを受けまして、庁内で協議しまして、市の顧問弁護士にこの件についての対応の委任を4月にしておりました。

この後、相手方弁護士、それからこちらの弁護士、双方、もしくは保険の担当等とずうっと協議をしておりましたけれども、向こう側の示される金額とこちらの受任できる金額の間に大きな開きがありましたので、当事者間で協議をずうっとしておったということで、時間がかかったわけでございます。

それで、これが今週の水曜日に、顧問弁護士のほうから、今回こういう形で向こう側が示

談に応じてまいりましたということで報告を受けました。それを受けまして、その示談において、可児市においてその示談に応じるという判断をさせていただくということ判断させていただいて、今、6月の議会中でしたので、この議会の最終日に議決として提出させていただこうということで、けさ、議長にお話をさせていただいて、今週中にまずは議会運営委員会の中で協議していただくようにということでお話を今しておるところでございます、議長にお願いして預けたところです。

ということで、けさの今のところですので、まだ資料等、特に皆様にお渡しするものはなくて申しわけありませんが、そういう案件がございまして、今回、急ではございますが、議案として提出させていただきたいということの説明でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して、質疑ありましたら。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑ないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これ以降は委員のみで行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5月の議会報告会におきまして、意見交換の際にいただきました市民の皆様からの意見の中で、教育福祉委員会に振り分けたものを資料として配付させていただいております。これらの意見につきまして、その取り扱いを協議したいと思っております。皆様の意見をお願いいたします。よろしく願います。

ナンバー資料6のほうを見てください。

所管事項として、学校についてと大ざっぱに分けて、それから外国籍の児童への対応、子育て健康プラザについて、それからa1aについて、民生児童委員について、国民健康保険について、がん予防について、高齢者施策について、その他とございます。これらの内容につきまして、当委員会としてどう取り扱っていけばいいかという御意見をいただきたいと思っております。

○委員（富田牧子君） a1aについては、ここの所管じゃないんじゃないですか。

○委員長（伊藤 壽君） そうですね、内容。

○委員（富田牧子君） 何でもかんでも教育福祉委員会にしないでください。

○委員（山田喜弘君） まず取り扱いの前に、これ、答えがないのはどうしておけばいいですか。例えば絆る～むが土曜日は使えないのはもったいないって、実際は今、午前中は使えますよね。9時から12時まで使えているので、土・日も。

○委員（富田牧子君） 土曜ね。

- 委員（山田喜弘君） 土・日・祝、使えたんだっと思う。
- 委員（富田牧子君） 土曜日は使えたよね、半日。
- 委員（山田喜弘君） いや、それで、これ、答えが、向こうが間違っていると思われるやつは、どうしておくの。
- 委員長（伊藤 壽君） これはきちっと載せておいてもらわないかんですわね、ホームページに載せるときに。
- 委員（山田喜弘君） いや、そのときに答えていなかったかもしれませんが、ホームページに載せるんなら、実態を載せておいたらどうでしょうかと思うんですけど。
- 委員長（伊藤 壽君） ほかにございますか。

この委員会、このメンバーでの委員会もほとんど終わりに近づいておりますので、また引き継ぎ事項とも関連してくるかと思いますが、そうしたこととあわせて、よく今後、調査研究、引き継ぎ事項があれば、その中でも調査研究していただければと思いますが。

- 副委員長（田原理香君） まず何といたっても子育て健康プラザmanoは、前回、私どもの委員会への引き継ぎ事項としてありましたけれど、やはりできたところで、今後やっぱり有効活用をできていくのか、これからもやっぱり見ていなきやいけないと。時々やっぱり見に行き、市の担当の方々と話をする、もしくは利用者と話をするなどの注視をしていくことが引き継ぎ事項としては必要じゃないかというふうに思いますし、またこの高齢者の施策ということにおきまして、それこそじっくりとした高齢者施策というふうに書いてありますけれど、特に地域包括ケアシステムというところで、前回も私どもへの引き継ぎ事項としていただいておりますけれども、例えば地域包括ケアシステムの構築におきまして、今の市の方でも進められておりますし、きょうもちょっと介護保険の条例のところに出ておりましたけれど、そういう在宅医療・在宅介護について、やはり調査研究をするということと注視をしていくということも今後のところに入れるということ。

それから、先ほどの説明にもありましたように、大規模校区のところの選択制のところということについても、今後どういうふうに検討していくかということ。

それから、何といたっても3学期制が2学期制になりました。そういったところにおいてどうなのかということも、やはり教育福祉委員としては注視していくということが必要じゃないかなというふうに思っております。どうでしょうか。

- 委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。
- 委員（富田牧子君） いろいろ言われたことはいいんですけど、この学校区の問題ですけど、本当にこの話が出ているのかという話で、ここでいうと、兼山小学校は少ないと。よそから人が来てくれるように、校区を自由に来いと。はっきり言って、どこの校区から行きますの。兼山までどうやって行くわけ。そういうふうなお話だったら、もう本当にこんなものというのは、何かそれを検討するほうがおかしいんじゃないかというふうに思いますけど、隣の土田と帷子と人数的にどうだからという、それだったらまだわかるけど、兼山へ、どこから、どういう交通手段で、どのように行くわけですかね。

こんなことをしたら、兼山から、それならもっとほかの学校へ行こうと思われて、兼山小学校自体が子供が減ると思いますよ、こんなの。私は思うんだけど、どこかに自由に行けるんなら、川合でもどこかほかのところに行きたいということになりゃしないかと、かえってそのほうが心配ですけど。

ちょっとこの前から委員会で出ていますけど、この校区の問題は何かおかしい問題で、どこから聞こえてきたかと思っておりましたら、ここで兼山で出てきましたけど、何ともおかしいことだから、私はこれは委員会で別に取り上げる必要はないと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見ございましたら。

特にこれから調査研究していく、次への申し送りというか引き継ぎみたいなこと等も入っていましたが、それぞれ今、田原委員のほうから言っていただきました。また、それについて富田委員のほうからも意見がございました。

委員会として、この中にも課題があるのかなというふうに思いましたので、今の件を、富田委員の意見からすると、田原委員の意見は3点に絞られるかなというふうに思いました。これらとこの議会報告会での意見、それから今までの教育福祉委員会の内容、中身ですか、活動等を踏まえまして、今言った3点をまた後ほど引き継ぎ事項も含めまして協議していただくというようなことにいたしまして、そのほかの事項については各委員が承知しておいていただくという程度でよろしいでしょうか。

何かほかに意見がございましたら、お願いします。

○副委員長（田原理香君） ちょっとお伺いしたいんですが、ここで外国籍児童への対応、今これに漏れている、入っていないところ、民生児童委員についてとかいろいろありますが、それ、今後、教育福祉委員会としての今後のこれを受けて、じゃあ全く聞いて知らん顔というわけにはいかないでしょうし、その辺についてはどういうふうに考えていくんでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） 民生児童委員につきましては、懇談をずうっとしてきておりますが、そうした中で、また今後も委員会としてまとめていただければなというふうには思うんですけど。次回も民生児童委員と懇談をしていただけるかどうかは、また次の委員会にもよると思いますけど。

外国籍については、またこれで取り上げていただければというふうに思いますけど、その中でそれが大きい課題であるというふうに委員会の中で捉えていただければ、その委員会で取り上げていただければというふうに思いますが。

ほかの委員の皆さんはどう思われますか、外国籍。

ただ、内容、今、教育委員会のほうで取り組んでおられることの詳細な内容だと思いますけど。

○副委員長（田原理香君） 議会報告会で、要はこれがたまたま教育福祉委員会の所管で、こんな問題が出てきましたよというのが出てきて、こういうものについて教育福祉委員会はどのように取り上げますかと。このことにおいては、次期委員会の方々にもずうっと継続的に検討して注視していただくよというものにおいては、それぞれの中でずうっとやって

いくんでしょうけれど、ほかのものについて、何らかの対応をする、次、どこかでまた委員会に出るだろうではなくて、やっぱりこれだけの報告書が出たものに対して、前もありましたけど、どうなっておると、言いつ放しになっちゃったというのが前回の報告会でもあったんですが、地元の地域の兼山とかいろんなどころから聞いた声があったんですが、何らかこれって出すということになるんですか、どうしたらいいですか。

○委員長（伊藤 壽君） この委員会でそういうふうやっていくというんなら、それでもいいと思いますけど、それぞれここの中で取り上げて。だけど、外国籍児童なんかですと、もうここに書いてあるようなことは教育委員会が今現在努力してやってみえることだと思います。

ほかに。

○委員（富田牧子君） 私も議会報告会実施会議のメンバーなので、なかなかちょっとあれですけど、議会報告会で皆さんからいろいろ御意見をいただいて、このようにいつも各委員会に振り当てであるんですけど、議会報告会のときは、なるほど、なるほどとお聞きするんですけど、いざ文章化されて、おたくの委員会ではこれはどうですかと言われると、ちょっとなかなか御意見はお聞きしますがというぐらいのお話しかなくて、委員会で課題としてというのは、先ほど田原委員も言われましたけど、前から取り組んでいるmanoの話とか、それから地域包括ケアシステムのそのことのほうがかなり重要なので、これは悪いけど、お聞きしました、そうですかという、そんなもんで、今後、何かこれに関連して、また自分で、こういうことがあったから、やっぱりちょっと一般質問で聞いてみようとか、そういうのに有効に活用していただくといいということで終わったらどうですか。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見がございましたら。

○副委員長（田原理香君） あともう一つ、これは議会報告会の中でのことになるんでしょうけど、やはりこういう意見が出たということは、やっぱり市のほうの担当者のほうにもきちっとお伝えするというのもお願いしたいなと思います。

○委員長（伊藤 壽君） その件に関しては、座長のほうに伝えておきます。

ほかに御意見ありましたら。

〔挙手する者なし〕

それでは、この議会報告会の実施報告書での各委員会での対応につきましては、それぞれの委員の皆さんに御承知おきを願って、これからの活動の中で生かしていただきたいということでよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、よろしくお願ひします。

それでは、この件に関してはこれで終了いたします。

次に、協議事項 2. 次期委員会への引き継ぎ事項についてを議題といたします。

議会基本条例第 11 条第 4 項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について、取りまとめを行いたいと思います。

引き継ぎ事項につきまして、御意見はございませんか。

先ほど田原委員のほうからも若干出たようですが、ほかに委員の皆様、御意見がこの件につきましてありましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、前の案件のときに田原委員のほうから意見として出ました。また、それに関する御意見が富田委員のほうからございました。それらをまとめますと、地域包括ケアシステム、これについて今後も引き続き注視をしていくと。それから子育て健康プラザm a n o、これにつきましても、まだつい開館したばかりです。今後の管理・運営等に引き続きまして、注視していく必要があるのではないかとということ。それから市内の公立小・中学校の2学期制、これについても今年度から始まりました。これについても見守っていく必要があると、注視していく必要があるのではないかとというふうに思います。学校規模のとか通学区の話もありましたが、これについては若干疑義もございましたので、この今言いました3点ぐらいでいかがかと思いますが、これについて御意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、具体的な文面につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは続きまして、4月18日に子育て健康プラザm a n oを視察いたしました際に、教育福祉委員の皆様方からの御意見、それから参加されました議員の皆様からいただいた意見に対する対応でございますが、6月11日に正・副委員長——私と田原副委員長ですが——と富田委員も参加されまして、m a n oで直接聞き取りをしてまいりました。それを文書にして配付してあります。かなりの部分において、もう開館までに改善がなされております。

特に、駐車場への案内がわかりにくいという点、それからいろんな案内につきまして改善をされておりますし、セキュリティ対策の話もございました。これについても、防犯カメラ等を設置して対応しておられます。また、バリアフリーになっておりますが、そうしたことでの若干の問題点、こうしたこともソフト的に職員等で対応していくというような話もございましたし、消火器の話もございました。壁に埋め込んでいないのはなぜかというようなこと、これは規則的なこととか構造上の問題で埋め込めないところもあるというようなお話。それから、鳥の侵入についてもございました。ふん害を含めてですが、そうしたことに對しましても、防鳥ネット等を張って対応して、今ではもうほぼふん害はなくなっているというようなこと。それからW i - F iの環境、これについてもございましたが、これは全市的に行っていくことに従っていくと、全市的な方針に従っていくというようなお話でございましたし、東側入り口の屋根が低いというのがございました。これは、構造上、変更が難しいというような話もございました。主にこんなようなことがございました。

それから現状としては、飲食等の問題もございましたが、きちっと使ってもらっているし、トラブルもないというなお話でした。5月24日現在の利用者数は1万2,178人ということで、オープンときは大変たくさん見えましたので、そうしたことを考慮すると1日500人弱の利用者ではないかというようなこと。特に施設内ではにこっとと絆る～むの利用者が多いというなお話。こうしたことを踏まえて、滑り出し、開館当初としては順調ではないかというふうに考えているというお話でございました。

皆様のお手元に文書で配付してありますので、もしこれらについてさらにお聞きしたい疑問点がございましたら、manoのほうへ行かれまして、直接所管課のほうでお尋ねいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

このほかに何かございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時30分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 6 月 15 日

可児市教育福祉委員会委員長